

# 文書館だより

第7号

昭和61年7月



上州前橋城之図 縦63.5cm、横60cm 淡彩色 豊田芳郎家文書 ブラジル・サンパウロ市住 昭和56年10月県立文書館寄贈

この絵図の所蔵者であった豊田家は、江戸時代前橋藩松平氏の家臣の家柄です。「豊田家歴代由緒書」(豊田氏蔵)によれば、初代の弥仲太は京都出身で、初め結城弥五郎と称していました。寛保三年(一七四三)松平家に十五人扶持で召し抱えられ、寛延二年(一七四九)には藩の御作事奉行を勤めたとあります。

江戸時代の前橋は、天正十八年(一五九〇)家康の側近平岩親吉が三万三千石で入封したのが始まりです。その後、慶長六年(一六〇一)には川越から酒井重忠が封ぜられ、さらに寛延二年には酒井氏に代わって姫路から松平朝矩が入城、以後明治維新まで約一二〇年間松平氏七代の支配をうけました。

前橋城絵図は、これまで『前橋市史』(第三巻)等に収録され、いく種類か知られていますが、作成年次等が明らかなのは少ないようです。上掲絵図も年次、絵師等全く明記されていませんが、他の絵図と比較したり、初代弥仲太が作事奉行をしていたことを考え併わせると、酒井氏末期から松平氏入封初期の頃のものと思われると思います。三層の天守閣のある本丸とそれに続く二ノ丸は、自然の要害である利根川を背後にして、北に高浜曲輪、南に既曲輪、東に三ノ曲輪が固めています。その外郭にはさらに幾重にも堀と土塁がめぐらされ、そのなかに待屋敷を配するという、城の縄張りの様子がよく判ります。大手門は城の東方(写真下方)に位置し、現在の東京電力付近だと思われませんが、確証はありません。なお、前橋城は幕末になって再築されますが、その遺構は現在、車橋御門跡(大手町二丁目)と県庁北側にある土塁だけとなってしまいました。

(主事 岡田 昭二)

題字 岡庭征人書

発行・群馬県立文書館

千三七一

前橋市文京町三丁目二七番一六号

電話(〇二七)二二一三三四六

印刷・朝日印刷工業株式会社

電話(〇二七)五一一二二二

## 紙面案内

- 文書に見る上原家と加部安左衛門……………2
- 明治初期学務関係文書の概要……………3
- 件名カードの利用にあたって——
- 歴史学習における郷土資料の活用……………4
- 文書館資料を活用した中学校の授業例——
- 新たに収蔵された文書……………7



## II 上原清彦家文書の紹介 II

# 文書にみる上原家と加部安左衛門

文書館囑託 山田 叔子

ここに紹介する上原家文書は、吾妻郡大戸村に関する文書です。

大戸村は、江戸時代、中山道の脇往還であった信州街道に位置し、北信諸藩の廻米・諸荷物の輸送路にあたっていました。寛永のころ、大戸の関所が設置されたことにより、以後、関所南の大戸宿も草津温泉への入湯や、善光寺参詣などの旅人の往来で栄えたといわれます。

この上原家文書の中で興味あるものとして、加部安左衛門関係の資料があります。ご存じのように加部家は、大戸村の豪農であり、豪商です。信州・草津街道の宿駅と大戸関所を控えた交通の要衝である大戸の地の利を生かし、酒造業をはじめ、麻・繭の仲買、金融業、鉱山業などの多角的経営を行い、上州一の分限者とまでいわれました。(『坂上村誌』)

さて、上原家と加部安左衛門との関係を示す文書として、弘化五年(嘉永元年一八四八)、上原定右衛門より加部安左衛門にかかる「借財不法取立一件につき訴状」一写(文書番号ニ毛・写真掲載文書)があります。上原家は、七代安左衛門の頃より、加部家を金主として蝸・繭の商いをしてきたようです。

この文書の内容は、定右衛門の父親が讃州金昆羅参詣で長期留守中、安左衛門より商先損金の返済を請求されました。家督を継いだばかりの養子定右衛門は、商い上の取り極めもよくわからず、安左衛門の所望の地所麻畑三筆合わせて一町一反九畝一八歩を質地とし、請求どおりの金三七両二分を返済しました。しかし、父親が帰村し諸帳簿を調べたところ、借財は二二八両一分二朱と銀一匁三分であり、差引八九両程の支払超過となることになりました。安左衛門に何度となく、その再調べと過払金の返済をかけたのですが、何かと言いがれ返金せず双方差埋れ、林部善太左衛門役所へ出訴するということになります。

加部家は、春先に資金を必要とする農家に対し、村内有力農家である上原家を通して貸付け、夏から秋の收穫物である麻や繭を引当て(担保物件)とした前貸金融を行っていたようです。

この文書には、借財の明細が書かれており、商方利金のあった場合は双方で半金づつ請取り、相場違いなどでの損失金および商方損金の分は両損として半金づつ弁済する等の、両家間の取り極めがあつ

たことがわかります。そして、引当てとしてつた繭や麻を販売するという、最も貸し倒れの少ない商法、これが加部安左衛門のつた金融方法であったと考えられます。

これとほとんど同題旨の文書が『群馬県史』(資料編11 近世3「加部安左衛門借財不法取立につき吾妻郡大戸村百姓訴状」吾妻町湯浅家文書)に掲載されています。この文書は、同じく上原定右衛門より、一橋刑部付山崎健八郎宛に出された訴状の写で、前述の取り極めのほか、売先残金滞りの時、商売代残金入金の時、退転(村をすて逃亡)等々の場合も記述されており、二文書とも加部安左衛門の商法を知る上で注目される文書です。この中で定右衛門は、安左衛門について「御公儀様苗字帯刀御免被 仰付

たことがわかります。そして、引当てとしてつた繭や麻を販売するという、最も貸し倒れの少ない商法、これが加部安左衛門のつた金融方法であったと考えられます。これとほとんど同題旨の文書が『群馬県史』(資料編11 近世3「加部安左衛門借財不法取立につき吾妻郡大戸村百姓訴状」吾妻町湯浅家文書)に掲載されています。この文書は、同じく上原定右衛門より、一橋刑部付山崎健八郎宛に出された訴状の写で、前述の取り極めのほか、売先残金滞りの時、商売代残金入金の時、退転(村をすて逃亡)等々の場合も記述されており、二文書とも加部安左衛門の商法を知る上で注目される文書です。この中で定右衛門は、安左衛門について「御公儀様苗字帯刀御免被 仰付



「借財不法取立一件につき訴状」の一部

殊郡中取締役茂被 仰付候而、一同恐懼致候間、權威以不当之取扱被致、如何様成儀被申付候而茂聊辞退出兼候ニ付、右様々取扱被致候而者云々」と訴え、天明浅間焼けの被害救済に出捐し、苗字帯刀を許されて以来、この度の天保の大飢饉にも、地元大戸村の困窮者に米・麦を与え、さらには郡内の人々に対しては援助を惜しまなかった、奇特者安左衛門のもう一方の側面がうかがわれます。

また、伝存文書中、文化十年(二二)の「水油・麻預荷一件出訴状」(二七)からは、江戸本町儀平店麻、浅草諏訪町惣兵衛店(水油)など、江戸商人たちとのかわり合いもみることが出来ます。

しかし、このような加部安左衛門も、大戸村内では表向き年番制で勤めた名主のうちの一人にすぎませんでした。安政三年(一八五六)には、安左衛門と年寄役や村内小前(上原家が属していた平組の農民)との間に出入も生じているようですが(三三)、実際はどうであったか、村内における加部安左衛門の本当の役割を知りたいところです。

上記文書を含む上原家文書は、延宝五年(一六七七)を上限とし、江戸時代後半期から明治期にかけてのもので、近世文書は、大戸村のうち平組に関する村方文書が主体です。近・現代文書は、戸長役場文書・明治二十二年合併後の坂上村役場文書が伝存されています。

なお、近世文書約三九〇点に関しては、現在、閲覧することが出来ます。



# 明治期学務関係文書の概要

——件名カード利用にあたって——

主幹兼専門員 石田和男

文書館では、行政文書のより一層の利用の便を図るため、明治期の一つ一つの簿冊に含まれている件名のカード化を進めています。このたび「学務」関係文書の件名カードの作成が終了し、七月から一般の方々に利用していたたくことになりました。そこで、ここでは件名カードの利用にあたって、その資料の概要について紹介したいと思います。

文書館に収蔵されている明治期の学務関係文書は表のとおり、簿冊総数五百余冊（二簿冊が二の分類に属している場合もある）、件名カード総数約二万枚にも及んでいます。内容的には教育行政の初等教育に關するものが多く、なかでも教員の任免・賞罰の資料が大部分を占めています。以下、表の分類項目によって、その概要を紹介いたします。

小学校関係の資料では、設立廃止が多く、明治（以下元号略）六・八年の県下各小学校および二・三十年代の高等小学校の設立何かがほぼ全体的に遺されています。十六年に一斉に作製された沿革誌も群馬・山田郡を除いて県下各校のものがそろっています。校地校舎では二・三十年代の校舎の新築、増改築の様子がわかりま

明治期学務関係文書の件名カード数

分類項目	簿冊数	件名カード数
小 学 校		
設 立 廃 止	25	4,303
沿 革 校 則	18	514
校 地 校 舎	5	256
規 則 ・ 教 施	16	783
教 育 上 用 施 設	15	349
教 育 科 用 図 書	4	60
教 学 教 科 就 学	4	9
県 立 学 校		
沿 革 誌 校 校 校	1	3
師 範 学 学 学	10	168
中 高 等 学 校	8	99
実 業 学 校	4	29
各 種 学 校		
實 幼 補 習 学 校	3	69
稚 園 ・ 図 書 館 校	12	32
各 種 学 校	13	495
官 立 学 校	8	46
教 員		
免 格 試 験 ・ 講 習	26	1,203
任 免 ・ 賞 罰 俸 料	9	66
年 功 加 厚 生 活	183	7,868
恩 福 退 厚 利 生	7	81
利 福 退 厚 利 生	23	660
教 育 費		
基 本 財 産 ・ 樹 裁 費	12	251
立 学 校 建 築 合	21	301
学 校 組 合	14	377
学 校 組 合	4	38
学 事 全 般		
視 学 委 員 會 會 計	10	750
学 務 視 察 生 會 會 計	7	153
学 務 衛 生 會 會 計	9	60
教 育 諸 勅 令 統 計	28	270
学 務 真 影 申 統 計	21	149
其 他 的 学 務 事	8	281
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	12	49
合 計	540	19,772

す。校規・教則は修業年限、授業料、学級編成、裁縫や図画等の教科の加設に関する許可や規程で二十年代後半から三十年代のものです。教育上の施設は四十一年度の特徴ある学校の教授、訓練など教育の実態を知ることができます。県立学校関係の資料は、師範学校と中学校を中心で、ほかに高等女学校や伊勢崎染織学校等の実業学校のものもあります。年代的には沿革誌を除いて二十年代後半以降のもので、内容的には教員、生徒の入退学、学校経費に関するものが多く、学則や教則も若干見られます。各種学校関係の資料は、三十五年以降各小学校に併設された実業補習学校の設立許可、二十年代後半から設立された公・

私立幼稚園や図書館に関するものです。実業学校の資料は二十年代に県下に簇生した英学校、裁縫学校、私塾、子守学校等の設立許可が中心です。官立学校の資料は、高等師範学校、専門学校、海軍兵学校等の生徒募集、推薦に関するものです。学務の半数以上を占める教員に関する資料は、任免・賞罰が中心で正教員、準教員、代用教員、授業生などの任用、辞職、転任、休職、入隊等に関するものです。免許はそれらの教員の免許状の授与と書換等の資料です。これらは十六年以降ほとんどそろっています。教員講習や給料等に関する資料は二十年代後半のもの

です。教育費関係資料では、学校維持の母体である学校組合や樹木の栽培、教育資金の貸借、学校基本財産の蓄積状況に関するもの、県立学校費は二十五年以降の諸経費の支出状況、学校建築は三十年以降の県下中学校、師範学校、高等女学校、実業学校の校舎の新築、増改築に関する資料です。その他、学事全般では二十年後半から三十年代の学務委員や郡視学の任用と活動状況、三十年代の学校医や学校保健、教育会や乙種学事会の設置や活動状況に関する資料があります。御真影・勅語では、二十二年以降師範学校、中学校、高等小学校、尋常小学校の順に下賜された御真影や教育勅語謄本の拜戴式の様子がわかります。学務統計、その他の学事資料は、教育の概況を年報としてまとめたもので、当時の教育全般を概観することができます。以上が収蔵されている学務関係文書の概要です。今まで、これらの文書の中から必要な資料を捜す場合、まず簿冊目録から関係の簿冊を検索し、その簿冊の内容を全部見ていたわけです。しかし、これからは簿冊の件名カードで目的の資料を直ちに捜し出すことができます。教育史や学校史、市町村誌等の研究や編集など多くの方々のご活用をお待ちしています。







○本時の学習

検地

○ねらい

封建社会の土地制度を確立した検地について、検地帳などの身近な郷土資料を用い、その内容や実施方法を調べさせ、検地のねらいを理解させる。

段階	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
課題を把握する	○村の江戸時代の様子	○地域に残る検地帳から江戸時代に村が成立していたことを知る。江戸時代の遺物や、つたえ聞いていることなどを出しあう。	○検地帳の表紙の村名、年号、記載地名から地域の江戸時代のものであることを確認させる。 ○課題は「検地のねらいは何か」であることに気づかせる。	○検地帳（現物が写真） ○地域内に残存する江戸時代の遺物の写真
課題について調べる	○検地帳の記載内容  ○検地の実施方法	○検地帳読みくだし資料を調べわかったことや疑問に思ったことを書き出す。 ・「西河原」・「上田、中田、下田」・「〇反〇畝〇歩」・「〇間、〇間」・「清五郎、常五郎」等の記載内容について調べる。 ○記載事項からわかったことや、疑問を出しあう。  ○教科書資料の検地の図をもとに実施の実際について、次の点を中心に調べる。 ・実施者は誰か、・農民側の対応者は、・縄打、竿入の意味・計測に使っている器具は何か、など。	○名所（所在地）、田畑の別と等級、面積と間数、名請人（耕作者）に着目させ、それぞれの内容について読みとらせたい。 ○検地帳を縄打帳とか竿入帳といったこと、教科書所載資料太閤検地帳ともくらべさせ、一筆ごとの生産高の記載がないこともおさえておきたい。（江戸時代になり村単位の課税⇒年貢割付状、皆済状） ○実施者は為政者から派遣された検地役人（武士）、村役人・農民の立会いで実施されていること、また田・畑・屋敷地・山林・新田等にも広く実施、簡易な器材で全国的に実施する苦労にも目をむけさせたい。	○検地帳読みくだし資料  ○太閤検地帳の写真（教科書）  ○検地の図（教科書）  ○検地に用いた器具（実物か図）
仮説をたてる	○検地のねらい	○検地のねらいについて考え仮説をたてる。 ・農民を土地に固定させる ・年貢を確実にとるため	・個々に考えさせてから、グループで話し合わせる。 ・封建社会の確立に結びつけ考えさせたい。	
検証する	・太閤検地  ・江戸時代の検地  ・検地のねらい	○検地を大々的に実施した秀吉と「太閤検地」について確認する。 ○近隣における検地について調べる。  ○検地帳記載の次の事柄をもとにして、強力に実施した為政者側（領主等）の意図を考える。 ・土地所在と名請人を明確にした意味。 ・田畑等の地種、等級、面積を明確にした意味。 ・武士達の経済を支えたものは何か（年貢の五公五民、四公六民の意味）。	○年表、教科書、資料集、ノートをもとに確認させる。  ○資料をもとに、近隣地域における検地実施村名と実施年号等を調べさせ、太閤検地以後、江戸時代になってからも検地が実施されていたことをつかませる。  ○刀狩とならんで検地が実施された背景を封建社会のしくみと結びつけ考えさせる。 ○検地帳記載の具体的事柄を手がかりにさせ、耕作農民の土地固定、年貢負担者の確定、収納年貢の把握の意図をつかませる。また農民側にとっては土地耕作権が確定される意味もあったことにも気づかせたい。	○年表、教科書、資料集  ○近隣地域検地一覧表（郷土資料より作成）  ○検地帳読みくだし資料（前出郷土資料） ○教科書資料「秀吉と農民」  ○地域の年貢割付状（現物か写真）
まとめる	学習のまとめ	五人組帳前書条文中の検地のねらいに関連するところに線を引く。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供が多くても、田畑を譲り受けるのは惣領一人とする。（土地の小分割相続による農民零細化の防止⇒年貢の確保）</li> <li>・田畑売買の禁止。（自作農の維持、農村の疲弊防止⇒同上）</li> <li>・割付けた年貢については念入りにこしらえ納めること。</li> <li>・百姓は、雑穀を食べ、米はみだりに食べてはならない。（いずれも、武士たちの経済を支える年貢米の確保である）</li> </ul> </div>	次の条文の背景に、為政者側の土地支配、年貢確保の意図をつかませ、検地のねらいの確認としたい。	○地域の五人組帳前書（現物か写真）  ○同上の資料より関係条文の（抜粋）読みくだし資料

教科書は東京書籍刊「新しい社会」（歴史的分野）、郷土資料は文書館所蔵資料をもとに作成した。



# 新たに収蔵された文書

## 古文書

本年度もたくさんの方々から古文書、記録類が寄贈・寄託されています。一月以降に次の文書が新たに収蔵され、当館では順次整理をすすめているところです。

種別	名 称	住 所
寄贈	千々和実氏収集文書	東京都
寄託	桜井直紀家文書	前橋市
	宮城村苗ヶ島区有文書	宮城村
	富士見村原之郷区有文書	富士見村
	新治村須川区有文書	新治村
	西垣晴次氏収集文書	千葉県
	尾崎忠男家文書	東京都
	宮田勝巳家文書	前橋市
	大戸文治郎家文書	藤岡市

### ★千々和実氏収集文書

故千々和実氏収集文書は二点、共に天明三年（一七八三）における浅間山噴火（＝浅間焼）のできことをしるしたものです。このうち、「浅間大変焼記」（写）は、草津の山口魚棚の著によるもので、長野原附近の惨状を詳しく記しています。浅間山の噴火に伴う泥流の発生、また泥流による河川の氾濫と人々への被害など、冷静かつ写實的に筆を運ばせており、浅間焼の資料としては、きわめて質が高いと考えられます。



「浅間大変焼記」の一部

（昭和六十一年三月三十一日寄贈、文書点数二）  
★利根郡新治村須川區有文書

新治村須川區有文書は三点、貞享三年（一六八六）における「検地帳（上下）」と「検地荒地帳」です。

沼田城主伊賀守信利は、領内の石高を増加させるため、寛文二年（一六六二）に拡大検地を実施しました。しかし、苛酷な検地改めは農民の不満を買い、また江戸両国橋普請の不手際もあつて、天和元年（一六八二）、沼田真田家は改易になりました。

この結果、前橋城主酒井忠孝の家臣、高須単人らによって再検地が行なわれ、前記の如き「検地帳」等が旧沼田領で作られました。この時に作られた「検地帳」は、のちの石高の基準となっており、きわめて貴重なものといえます。

（昭和六十一年一月二十五日寄託、文書点数三）

（主事 小沢賢二）

## 行政文書

昭和六十年度も、県庁の文書整理の一環として、県の各機関より行政文書を受け入れられました。

昨年度の文書整理は、情報公開制度の実施を次年度に控え、適切な文書管理の整備が不可欠の要件であるとの認識のうえに立ち、「県立文書館への保存文書管理委任の推進」が基本方針のひとつに掲げられて行われました。そして、完結後十年を経過した永年保存文書は文書館に管理委任することを原則として作業が実施され、次の表にみられるとおり三、三七六冊（合計の冊数は未確定）の文書が管理委任されました。

これらの文書は、かびや虫の害を防ぐためガスくん蒸を行い、課・室別に荒仕分をした後、書庫に仮排架しました。その後、受け入れのための整理作業（仮番号付与・簿冊カード作成・カード仕分・分類・委任目録との照合・排架がえり簿

冊番号付与→ラベル作成・貼付→委任目録原稿作成→原稿と簿冊との照合→委任目録作成）を進め、議会事務局図書室の移管にかかわる図書・郷土資料等を除いて、受け入れ登録簿（管理委任目録）の作成が終了しました。

行政文書は県行政の歩みの証であるとともに郷土についての貴重な歴史資料となるものです。文書館はこのような文書を引き継ぎ受け入れ、保存してまいります。

（主事 小暮隆志）



収集作業に取り組む館員

### 昭和60年度管理受任文書一覧

知事部局	総務部	17冊
	企画部	22
	民生部	17
	農政部	4
	農政部	7
	農政部	8
	農政部	317
	農政部	11
	農政部	4
	小計	407
教育委員会事務局	管理部	45
	学校保健課	42
	福利課	16
	高校教育課	6
	社会教育課	12
	青少年課	19
小計	10	
小計	150	
公立学校共済組合群馬支部	6	
日本赤十字社群馬県支部	1,647	
議会事務局図書室	1,166*	
合計	3,376	

その後、図書、郷土資料、行政資料などが数次にわたり移管されているので、最終的には4,000～5,000冊にのぼるものと思われる。

\* 小



# 利用者の



## 閲覧室を利用して

岡田耕栄

文書館の利用者は、最近とみに多くなつたと聞いています。しかし、まだまだ文書館の存在を知らない人々が多いように思われます。ともあれ、私は二階にある閲覧室を利用するのが、楽しみの一つになつていきます。

文書館には、四七家約二万六千点の古文書と明治・大正・昭和戦前期の行政文書や官報・県報など約一万冊が、いつでも閲覧できるように、整備されています。閲覧室には、常時担当者があり、初めての者には利用券が発行され、必要な資料の利用について、親切に相談にに応じてくれます。利用は整備され目録によつて、自分の欲しい資料を検索し、閲覧請求書に記入して担当者に渡せば、数分後には書庫より桐の箱にのせて、「ハイどぞ」と文書を手渡してくれるようになっていきます。この間が古文書に直接ふれる喜びがわくわくする一時です。

コピーサービスもしてくれるので、家庭に持ち帰つて学習することもできます。また、参考図書、歴史関係雑誌、十数種が開架されており学習を援助してくれます。難解な古文書や疑問点については、専門職員が相談にのってくれます。みなさんも是非閲覧室を利用してみませんか。

### ★閲覧室から

#### 利用の手続

- 1 利用登録証記入住所・氏名等記入
- 2 利用券発行 (一年間有効)
- 3 目録・カードで検索

(利用したい文書等を捜す)

- 4 所定用紙に記入し係員に請求

(用紙に文書番号等を記入)

- 5 文書閲覧

以上の手続きで文書の閲覧ができます。また、ご希望の方には実費で複写サービスも行っておりますのでご利用下さい。

近年の歴史ブームの中で、閲覧室の利用も、専門家や研究者のみでなく、蛸魚の会や古文書同好会など、古文書解説講座を終了された方々をはじめ、一般の方々の利用も増えてきました。郷土や地域の歴史を知ろうと文書や地図を熱心に閲覧しています。閲覧室は、利用者と文書との出会いの場です。閲覧室で、郷土の生きた史料に触れてみませんか。

(囑託 永井敏江)



閲覧室風景

### 蛸魚の会だより

渡辺 智

#### ◆会の発足

結成三年目になり、新たに長期、入門講座終了者を会員に迎え総勢一四四名で新年度が発足しました。学習会は午前部は五二名、午後部は六二名で「吾が村、わが町の生きた歴史を」と近世文書を中心に学習し、解説資料も多岐に亘り、各地の解説講座のアシスタントになり得ればと念願しています。入会は随時です。

#### ◆学習と懇親

(イ) 二月十一日上毛会館孔雀の間で、午前中は学習を、昼食と懇談の後は井上定幸先生による「地方文書に見る農民生活」

### 古文書同好会だより

野口三郎

五十九年度長期古文書講座修了者の有志が集い、引き続き古文書を読もう、もう少し研究を深めたいという気持ちで座声あげた本会も、八月には三年目を迎えます。ここまで到達できたのも文書館のおかげと感謝致しております。

#### ◆近況活動報告

読む資料は、本館所蔵のもの、或は会員所蔵の古文書を持ち寄り毎回コピーして読み合せ研究討論を続けてきました。定例学習会は原則的に毎月の第一土曜日、午後二時から四時までの二時間。難しく時間が長く感じる時もありますが、

活) 一家抱問題の講演をいただき出席者八〇名が感銘を深くしました。

(ロ) 学習は、毎月第一日曜日、文書館三階会議室で行っています。解説力の差異を縮小し、併せて親睦を深めるため、グループ方式をとり、九班に別れ、一班五〜六名で編成、相互学習に取り組んでいます。

(ハ) 結成三年を記念し、九月中旬親睦旅行を行ない、人間的連携を中心として一泊二日の計画を作成中です。

よく学び、よく遊ぶ雰囲気、人と学習のかかりあいを大切にしています。

(ニ) 今年も入門、長期講座のお手伝い、各地の解説講座、学習グループへの御協力を続けて行きたい所存です。

熱が入り、もう四時で終りかと途中で打切の場合がほとんどです。宮内次郎さんも加わり会員は前橋・高崎を中心に二十一名となりました。

#### ◆今後の活動

これまでの活動を引き継ぎ、会員の要求や会に望む事などを出しあい、会員相互の連絡を密にして、毎回読んだ古文書を会として記録に残すような事も取り入れ、この会がさらに発展するような活動を続けようと思えます。

新しい役員も決まり、太田会長を機関車に会員一同意気込んでいます。古文書に興味のある方で入会御希望者は文書館又は太田富榮(〇二七二八三三三三三宅まで御一報下さい。



Q A Q A Q A Q A Q  
Q A Q A Q A Q A Q  
Q A Q A Q A Q A Q  
Q A Q A Q A Q A Q  
Q A Q A Q A Q A Q  
Q A Q A Q A Q A Q  
Q A Q A Q A Q A Q  
Q A Q A Q A Q A Q

なぜ「文書館」という名称をつけたのですか？

現在、わが国では該当の関係法が制定されていないこともあって、当館のような機関では「文書館」「公文書館」「史料館」「歴史館」など、さまざまな名称がつけられています。いずれの施設も、歴史資料としての文書を集集・整理保存し一般の人々に利用していただく目的をもった公的な保存利用機関です。

「文書」という文字には二通りの音韻があります。それは「呉音」と「漢音」です。呉音は、六世紀末以前に朝鮮半島を経て伝わった中国六朝時代の揚子江下流(呉)地方の発音です。漢音は、奈良・平安時代(七世紀以降)に遣唐使・留学生らにより伝えられた唐の長安・洛陽地方の発音です。呉音では「文書」、漢音では「文書」と発音します。

一般には「文書」といった方がとおりが多いのですが学僧や、文章博士・音韻学者が、古い文意を含んだ遺文を「もんじょ」といつていました。仏典読誦には呉音を使っていたのです。一般に、「もんじょ」と読む場合は歴史研究の史料としての「古文書」をさし「ぶ

んじょ」という読み方は、主として官公庁・役場などの「公文書」をさす場合が多いようです。そこで本館では古文書学の成果や史料の保存施設という意味を含め、古文書公文書を包括して「文書館」と呼称することにしたのです。

このような文書が散逸したり、廃棄されてしまいますと、史料にもとづく歴史事実も確証を欠くことになってしまいます。文書館はこれらの文書を永久に保存していく県民のための歴史の宝庫ともいえましよう。

(主任専門員 阿久津宗二)



- 61・2・4・3・15 多野・藤岡地区文書展の開催
- 61・2・9 第17回長期古文書解説講座 速水 融(慶応大学教授)
- 61・2・16 第18回長期古文書解説講座 藤村潤一郎(国立史料館教授)
- 61・2・23 第19回長期古文書解説講座 唐沢定市(県史編纂室参事)
- 61・3・9 第20回長期古文書解説講座 駒形義夫(文書館専門員)
- 61・3・15 修了式挙行
- 61・4・1 紀要「双文」第三号の発行

文書館運営協議会委員19名  
文書館文書調査員23名委嘱

- 61・4・14~16 議会図書室管理委任文書の一括くん蒸
- 61・4・21 明治期地籍図の表具開始
- 61・5・15~31 群馬県関係諸藩資料、イコト撮影(安中藩内藤家、豊田町)
- 61・6・1 古文書解説入門講座開始(8日、15日、22日、29日)
- 61・6・17~7・13 利根・沼田地区諸家文書展
- 61・6・21 全史料協関東部会月例研究会当館で開催



●郷土史研究講座

今年度は中世から近代までの「群馬のむら」を取り上げ、それぞれの時代における村のおこりとしくみ、農民の姿を解明し、現在私たちが住んでいる町や村のルーツをさぐるうとするものです。

- ★テーマ 「群馬のむら」
- ★期日・内容・講師
- 第一回 8月2日(土)「戦国の村」(藤木久志 立教大学教授)
- 第二回 8月9日(土)「近世の村と農民のくらし」(福田アジオ 国立歴史民俗博物館教授)
- 第三回 8月23日(土)「町村制と明治の村」(大島美津子 長岡短期大学教授)

★応募方法  
時間は各回とも午後二〜四時です。

往復ハガキに受講希望講座名、氏名、住所、職業、年齢、電話番号を明記のうえ、七月二十二日(火)までに、文書館宛お申し込み下さい。募集人員100人、受講料は無料です。

★展示の予定  
●昭和戦前の行政文書展 7月29日~8月30日、大演習、国民学校・青年学校、警防組織等に関する行政文書・資料により昭和戦前期のできごとを概観していただく予定です。

★文書にみる群馬のむら 10月21日~11月22日、古文書・行政文書により主として江戸・明治における村の姿を領主(政府)と村人の関係という視点から概観していただく予定です。

●長期古文書解説講座  
7月13日~2月8日の日曜日に二〇回にわたって開催されます。時間は各回とも午前10~12時です。

編集後記

「文書館だより」七号をお届けします。今回は本館に収蔵されている文書を中心に構成しました。その中で、授業に活用できる資料の紹介は、今後もし小・中・高校に分けて積み重ねていきたいと考えています。学校現場で実践していただき、ご意見・ご感想などお寄せいただければ幸いです。